

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 令和3年11月25日(木) 開会11時30分
閉会12時00分
2. 場 所 第1委員会室
3. 付議事件 閉会中の継続調査(所管事務調査)について
「遊休荒廃地の有効活用」
4. 出席者 大沼委員長、坂本副委員長、二宮委員、松崎委員、野地委員、杉崎委員、
渡辺委員
傍聴議員 0名
一般傍聴者 0名
執行者 3名 都市部長、産業振興課長、農林水産班長
議会事務局 3名 議会事務局長、庶務課長、副主任
5. 経 過

委員長

ただいまより、総務建設経済常任委員会を開催する。当委員会では休会中の継続審査として遊休荒廃地の有効活用について取り組んでいるところだが、有害鳥獣被害の軽減含め、荒廃地の解消が今後の有効活用や農業他、利活用に結び付くと委員全員が認識しているところである。住宅地にも隣接し農作物だけでなく人的被害の危険がある峯山周辺に焦点を当て、成功事例を基に町内各地の遊休荒廃地にも枠を拡げ改善を図る事を目指している。現地視察と現況図を基に意見交換が行われた結果として塞がってしまっている旧農道の拡幅、若しくは新通路の整備など車両等の通行が可能となるよう整備する事が必要であり、峯山に存在する旧園芸試験場第2圃場についても有効に活用する必要があると意見がまとまっているところである。また、以前行われた農道整備事業で不足している要整備部分が存在しており、農道の整備と共に遊休地の利活用や売買等も視野に入れた町事業の推進を図りたいという意見も出ている。これらの事から農業関係者及び峯山周辺地権者に同席を求め有害鳥獣の被害実情や後継者不足から繋がる高齢化等の問題について直接声を聞く場を設け農道または通路の整備が農業振興や新規参入など数ある問題の解決にも結び付き遊休地・荒廃地の解消に有効な策であると認識を深めたところです。しかし平面の地図上では実態が捉えられない為、再度現地視察を行い、等高線が表示された地図を手に塞がっている農道や通路を徒歩で確認し有効性と共に実効性の高い通路・農道整備の素案を町担当者から意見を聞きながら検討している。今後は現存する農業者に限定せず他事業や民間活用も視野に入れながら委員会としてまとめ、長期継続計画として町の政策に載せてもらえるよう提言を進めていきたいと考えているところである。今までの調査研究会の経緯として、令和3年10月11日13時30分より議員控室において、出席者は委員全員、都市部長、産業振興課長、農林水産班長。議会事務局庶務課長。荒廃地に関しては峯山周辺を含め農業従事者の抱える問題など、実態把握の為に関係者からの声を聞く必要があるとの結論となり、農業委員や峯山周辺の関係者に担当課を通

じ出席依頼をした。同じく 10 月 21 日 13 時 30 分より第一委員会室において、出席者は委員全員、産業振興課長、農林水産班長、農業委員会の井上会長、秋山さん、中村さん、関山さん、水島さん、峯山で農業を営む、脇さん、西山さんに出席いただき、議会事務局からは庶務課長が出席。農業委員会と農業従事者および地権者から現在の状況や問題点などの話を聞き、委員間で実態の共有を図った。同じく 11 月 2 日 10 時より、出席者坂本副委員長を除く委員全員、産業振興課長、農林水産班長、委員ではないが根岸議員が参加。峯山の現地視察を行った。同じく 11 月 5 日 9 時 30 分より第一委員会室において調査研究会を行った。出席者は坂本副委員長を除く委員全員、産業振興課長、農林水産班長、議会事務局から議会事務局長。峯山視察後の意見交換が行われ、塞がってしまっていて使いにくくなっている農道と現農道の整備不足箇所と共に新設や拡幅など 3 つの通路整備案が出された。また、本日 11 月 25 日 9 時 30 分より第一委員会室において調査研究会が行われた。出席者は委員全員、都市部長、産業振興課長、農林水産班長、議会事務局から議会事務局長が出席。前回委員から提案された通路整備案を担当課にまとめてもらい、地図を配布してもらった。その地図を元に意見交換が行われ、現在点在している荒廃地解消の為に、町所有の第 2 圃場を含め、農道のハード面、その整備とともに、利活用の方法、ソフト面も含めて良い策を求めたいという意見があった。今後の検討にあたっては、耕作面積の拡大による効果の見通しと、有害鳥獣による農作物被害の提言の試算も検討のうえ、進めていく必要があるとの意見がまとまった。

委員長 委員からご意見、質問等があればお願いします。

坂本 先ほど勉強会で 600 万ぐらいの補助率、2 分の 1 という上限が 600 万円という補助金があるということが報告されたが、違う角度から探したら、もっとあるのではないかという気がするが。たとえばふれあい農園みたいなことに将来なっていくとしたら、そのためのふれあい農園とか観光とか何かそっちの方の角度で探すと、また補助金があるのではないかと思うが。

産業振興課長 他の補助金があるのかということだが、農道整備にあたり事業計画を作成するのに至った際に他の補助金の活用、また農道の活用方法についても検討していく必要があるのかと思う。

二宮 補助金だが、道路整備に着手すると理解したが、その他に担当課として県に問い合わせとか行動はできないのか。

産業振興課長 まずは事業計画を農道整備するのに作る必要がある。着手する前に補助金の採択を得るための事業計画を作る必要があるので、その際に農道以外の活用方法なども組み入れた状態で事業計画を作成できるのかどうかを検討する必要があるというふうに考えているところである。

杉崎 農道を整備してイノシシの被害はどうなのか。イノシシがいなくなるのか、そのへんの関連性はどうなのか。

産業振興課長 イノシシの関係だが、イノシシを防除するにあたり、雑草の繁茂だとかイノシシ自体が隠れてしまうような場所を作らないということがあるので、その点

に関しては農道を整備することで一部については解消されるのかというふう
に感じているところである。

杉崎 先ほどいただいた資料の峯山の下が白くなっている。これは圃場だと思うが、
飛び地になっている。これは無視というか、捨ててしまうのか。要は道がいつ
ていないが。

農林水産班長 こちらは色は塗っていないが、農道に面していないので今回の受益面積に含
めていないという意味で色を塗っていない。

杉崎 繋げてしまえばいい。

坂本 将来、この開発がされた後に、ここで生産する農家またはどういうふうになる
か分からないが、町民がここで農業をして、いつもネックになるのは、できた
ものを売る場所がない。町でやっている釜野の方はできたものを売ってはい
けないという約束があるのか。そういうようなものがあるなら難しいが、農家
をいかに充実させるかは販路をつけてあげないと。趣味で作ったものもうちで
食べる以上にできてしまう。そこで提案だが、下の東大農場の跡地で事業をや
っているが、ああいうところの一角を販路として売店を作ってあげたらどうか
と思いつきで言っている。担当が違うから連携しないといけないが、部長がい
られるから、そういうようなことも視野に入れながら。作れと言ったって売れ
なければ仕方がない。捨てるようになってしまう。野菜はピンハネされ、農協
だって 15 パーセント取られている。そういうのはよいが、そういうようなこ
とも考えてあげると、やりたいねとか、本当の農家も農協に出すだけでない
というやり方もあれば注目度はあがるがいかがか。

都市部長 販路の開拓というのは当然必要で生産に対するモチベーションも上がる。場
所についての調整というのは準備というか、まだ整ってはいない。こういう整
備を進めるのと同時に販路の部分を検討していく必要があると思っている。

渡辺 計画策定をしてからということだが、私どもから提言を出す、実際のスケ
ジュールとしてはどれくらい計画に割く時間がかかるのか、どういうタイミン
グになるのか。令和 4 年度予算には間に合わない。今度これを事業としてスタ
ートするのは令和 5 年度からという流れになるのか。

産業振興課長 予算の関係だが、令和 4 年度については現在行われている兎沢の農道の整備
に担当課として予算確保に向けて取り組んでいる。兎沢の整備状況がもしかす
ると 5 年度までかかる見込みである。ここで書かれている「農とみどりの整備
事業」の補助金というのは基本的に兎沢に先行的に使っていきたいと考えてい
る。兎沢の最終年度が見えたところで次の「農とみどりの整備事業」の補助金
の活用をどうしていこうかと合わせて検討していく形となるので、それを使っ
て費用効果が高い、投資効果が高いところ、それが中里峯山周辺になるのか、
他で要望を出されている場所、まずは早急にやらなければいけないのか等々検
討して取り組んでいくので、なかなか明確に年度を示すことが難しい。

渡辺 そうすると他の事業との競合で計画を立てても塩漬けになってしまうとか

そういう可能性もあるということか。そうすると余計に補助金ありきの事業ではないが、いろいろ他の財源確保も検討していただきたいが、一方で今回論議に出てこなかったが、農家ではないが準農家を対象にして、何か活用するとか、そういう方向とかはありか。整備ができた段階で荒廃地の活用を図っていただく、そういうことも可能性としてはあるか。

産業振興課長 先に農道整備の関係だが、計画が塩漬けになってしまうということだが、今回提示された構想をいただいているので、峯山のところの農道の修繕自体は必要になってくる。修繕にあたる際は、この手配していただいた地図等は念頭に置き修繕工事を行っていくことは可能だと考えている。準農家の関係だが、これについてはあくまでも農地法、基盤法などの法律的な部分もあるので、そのへんがクリアできていくのか含めながら町としての考え方もまとめていかなければならないのかというふうに考えている。

二宮 黄色という部分は、本来町で進めたいところだと思うが、赤い部分が委員会としては進めていただきたい。町で進めたかった部分に合意形成が取られやすいかと思うが、担当課として2か所同時に進めるというのはできないものなのか。100メートル進めるところが2か所だとすると、1カ所ずつ50メートルになると思うが、トータルで5年全部見るのなら、段階的に両サイド進めていく、そういう考えはいかがか。

産業振興課長 この事業をトータル的に見た時に複数年になるのかというところだが、その計画を作った際に、どこかにヤード的な部分だとか、資材を置くための場所等を作る必要がある。そういう場所を事業計画の中で位置付けた際に進める順番は必然的に決まっていく可能性があるもので、工事自体、効率的に行うことが期間や費用についても単純化されると思うので、事業計画を作ってみないと、なかなか分からないことになるかと思う。

野地 事業計画という言葉がよく出てくるが、先ほどの年度の質問があった時に4年度、5年度は、兎沢の話があったが、早くても計画に入ろうとするのが6年とか、そういうイメージなのか。たとえば計画になんとか着手しようよというのは来年度でもできるのかと思うが、それについてはいかがか。

産業振興課長 私が事業計画と申し上げているのは基本的には予算を確保した後に神奈川県土地改良事業団体連合会等に、この道路を作るための計画を作ってほしいと依頼するのが事業計画になる。その前に町の方で、政策決定の部分では担当課の方で効果や受益面積、町としての今後の効果を検討して、この農道を整備していくかという考え方のようなものをまず作らなければならない。兎沢の終了が見えた時に、次にどこの農道を重点的に整備していくかを考える期間は兎沢の最終年と重複するイメージであると考えている。

野地 そうすると検討や検証はずっといつでも引き続きやるのだが、実際に予算を取って動くとなると4年度はありえなく、少し難しいねということだが、峯山についての研究を議会はどうするか分からないが、執行側として、ここの農道についての必要性の検討というのは今後も続けていくという理解でよろしいか。予算がつかなくても。

産業振興課長 人・農地プランということ、何度もこういう場で話をしたが、そういう機会を通じて、実際に耕作されている方の意見等々を聞きながら、町として必要性等は計画的に検討していく必要があると考えている。

委員長 私から質問してもよろしいか。先ほど坂本副委員長から質問された民間で借り受けている農地で作った野菜を売ってはいけない理由は何で明文化されているのか。

農林水産班長 先ほど坂本副委員長が言われたのは町が管理しているふれあい農園だが、特定農地貸付法と言って、又農地法とは別のものがある。それに基づいて農園を利用する要綱を定めている。そこで余暇を楽しむために作った農園なので、作ったものを売り物にはしない。

委員長 以前、部長と話をしたときに伺ったことで、農作物として口に入れる品質の管理とかがなかなか難しいという話があったと思うが、ふれあい農園以外で、そういうものを農家でない方々が農作物を作った時に、安全性みたいなものを確認して販売するような、食の安全性みたいなものを確認するような方法がないのか。

産業振興課長 まずは産業振興課としては営農を目的とした農家さんを支援するのが第一的な目的であると思っている。営農を目的としている農家さんについては今、湘南農協「あさつゆ」でも独自の GAP、農薬の履歴、使用履歴とかを提出する必要性が生じているので、営農で野菜を行っている方はそれに準じて出荷されているかと思うのでよいと思う。その他の方については、私たちがどこまで関わられるかというのは、その後の町としての関わり方とかを決めてからではないとなかなか難しいと感じている。

委員長 法律の関係で何か定められていて、農家の方が農産物を売ってはいけないという法律があるということではないか。

産業振興課長 法律等はないが、収入を得るのであれば税金等は生じる。

松崎 先ほど菜園で採れた野菜を売ってはいけない根拠が要綱にあるということで、そうすると町の裁量で自由に変えることができると思う。ただ、法的な根拠がないという話だが、そうすると近隣の他市町で、菜園でできた野菜を売ってはいけないという要綱があるのか、無いのか、二宮だけなのか分かる範囲で教えていただきたい。

農林水産班長 全てを調べたわけではないが、他の市民農園法だとか、特定農地貸付法など、行政がやっているようなふれあい農園的な農園では基本的には売買はやっていない方が多い。禁止している方が多い。

委員長 他に質問はないか。以上で総務建設経済常任委員会を終了する。

閉会 12 時 00 分